

# 重要事項説明書

社会福祉法人相川教道福祉会  
幼保連携型認定こども園  
相川保育園

## 幼保連携型認定こども園 相川保育園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は、次の通りです。

### 1 施設運営主体

名称	社会福祉法人 相川教道福祉会
所在地	甲府市小松町316
電話番号	055-253-7390
代表者氏名	理事長 山本 宏

### 2 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	相川保育園
施設の所在地	甲府市小松町316
連絡先	電話番号 055-253-7390 FAX 055-254-3165
管理者	園長 山本 宏
対象児童	満3歳以上の小学校就学前児童及び 保育を必要とする満3歳児未満の乳幼児
利用定員	<1号認定> 満3歳以上の児童のうち、2号認定子ども以外の児童…15名 <2号認定> 満3歳以上の児童のうち、保育を必要とする児童…38名 <3号認定> 満3歳未満で保育を必要とする児童…32名
開設年月日	平成30年4月1日
事業開始年月日	昭和47年4月1日 / 平成13年5月1日 / 平成30年4月1日
メールアドレス	<a href="mailto:aikawa@kofu.hoikuen.mia.ne.jp">aikawa@kofu.hoikuen.mia.ne.jp</a>

### 3 サービスの目的・運営方針

相川保育園(以下 園という。)は、幼児期における教育・保育を生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置づけ、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を提供していきます。

- (1) 園は、教育・保育の提供にあたっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を行います。
- (3) 園は、園児の属する家庭や地域との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援を行うよう努めます。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地	敷地全体	2,681.07㎡
	園庭	1,067.45㎡
園舎	構造	鉄骨瓦葺造
	延べ面積	693.58㎡

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	ちゅうりっぷ組(0歳児)
ほふく室	1室	ちゅうりっぷ組(1歳児)
保育室	4室	ひまわり組(5歳児)・さくら組(4歳児) たんぽぽ組(3歳児)・すみれ組(2歳児)
遊戯室(ホール)	1室	3歳以上児異年齢交流昼食会場兼務
調理室	1室	
園長室	1室	
事務室	1室	
会議室	1室	
職員休憩室	1室	
地域子育て支援センター	1室	別棟
放課後児童クラブ	2室	別棟

#### 5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		理事長
教頭(副園長)	1	1		
事務長	1	1		

職種	員数	常勤	非常勤	備考
主幹保育教諭	2	2		
保育教諭	13人以上	(常勤非常勤を含み、規定を満たす配置とする)		
栄養士	2	2		
調理師	1	1		
子育て支援センター	2	1	2	
放課後児童クラブ	3	0	3	
嘱託医等			3	内科・歯科 薬剤師

園では、平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員・設備及び運営に関する基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

#### 各職種の勤務体系

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯(8:30～17:30)
教頭(副園長)	正規の勤務時間帯(8:30～17:30)
事務長	正規の勤務時間帯(8:30～17:30)
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯(8:30～17:30)
保育教諭	正規の勤務時間帯(8:30～17:30)
栄養士・調理師	正規の勤務時間帯(8:30～17:30)

- \*ローテーションにより、各保育教諭の勤務日および勤務時間帯は異なります。
- \*職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 6.幼児教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下の通り利用可能日(休園日)が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定	満3歳以上の小学校就学前児童のうち2号認定以外の児童	土・日・祝祭日及び春期休業(3/29～31)夏期休業(8/13～16)冬期休業(12/29～1/3) (※注)
2号認定	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童	日・祝祭日及び年末年始(12/29～1/3)
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする児童	

- (※注) 土曜日でも、保育が必要な場合は一時預かりを利用することができますのでご相談ください。

## 7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次の通りとします。  
お住まいの市町村から受けた認定区分ごとに、以下の通り利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定	教育標準時間 (概ね5時間程度)	10:00～15:00
2号認定 3号認定	保育標準時間 (最大11時間)	7:00～18:00
	保育短時間 (最大8時間)	8:30～16:30

### ・教育標準時間認定に係る教育時間(1号認定)

7:00～10:00および15:00以降 保育を必要とされる場合は、預かり保育を利用することもできますのでご相談ください。(別途利用者負担が必要となることがあります)

### ・保育標準時間認定に係る保育時間(2・3号認定)

保育標準時間と認定されている場合につきましては7:00～18:00までの範囲内で保育を必要とする時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議の上で保護者ごとに個別に決定します。) なお、上記以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合19:00まで(平日)の範囲内で時間外保育を提供いたします。  
(時間外保育の利用にあたっては、通常の保育料の他に別途利用者負担が必要となる場合もあります)

### ・保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間と認定されている場合につきましては8:30～16:30までの範囲内で保育を必要とする時間となります。(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議の上で保護者ごとに個別に決定します)  
なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、平日7:00～19:00または土曜日7:00～18:00の範囲内で時間外保育を提供いたします。(時間外保育の利用にあたっては通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となる場合もあります)

## 8 提供する幼児教育・保育等の内容

園は、幼保連携型認定こども園 教育・保育要領(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

## (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、幼児教育・保育を提供します。

## (2) 情操教育

園では子どもたちの負担にならない範囲内において下記の情操教育を実施しております。

情操教育	実施日	対象クラス
英語	毎月2回	4・5歳児
体操	毎月2回	3・4・5歳児
書道	毎月2回	5歳児

\* スイミングスクールにおいては希望者のみ実施(4・5歳児)

\* 費用については実費負担となります。

## (3) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を行っています。(ただし、別途利用者負担有)

## (4) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	10:00頃	11:00頃	14:30頃
1歳児	10:00頃	11:00頃	14:30頃
2歳児	10:00頃	11:00頃	14:30頃
3歳児		12:00頃	14:45頃
4歳児		12:00頃	14:45頃
5歳児		12:00頃	14:45頃

※献立表については毎月各家庭におたよりにてお知らせします。また、園のホームページでもご覧になれます。

※アレルギーや宗教等の理由により食事提供に特別な配慮が必要な場合はご相談ください。

## 9 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料の他、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

## 10 利用料の終了に関する事項

園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号または3号の規定により支給認定が取り消されたとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

## 11 嘱託医・嘱託薬剤師

園は、以下の医療機関と嘱託医、嘱託薬剤師契約を締結しています。

### (1) 内科

医療機関の名称	志鎌整形医院
医院長名	志鎌 明大
所在地	甲斐市長塚 2
電話番号	055-277-6761

### (2) 歯科

医療機関の名称	渡辺歯科医院
医院長名	渡辺 富裕
所在地	甲府市朝日 1-7-14
電話番号	055-253-3745

### (3) 薬剤師

医療機関の名称	社会医療法人加納岩日下部記念病院
薬剤師氏名	飯田 衛
所在地	山梨市上神内川1363
電話番号	0553-22-0536

## 12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する(家庭環境調査書より)医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

病院名	電話番号
国立甲府病院	055-253-6131
県立中央病院	055-253-7111
甲府共立病院	055-226-3131
山梨病院	055-252-8831
甲府脳外科	055-235-0995
二宮眼科	055-252-1003
大石耳鼻科	055-253-5641

### 13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 教頭(副園長) 山本 かほる</li> <li>・相談解決責任者 園長 山本 宏</li> <li>・ご利用時間 8:30~17:30</li> <li>・電話番号 055-253-7390</li> <li>・FAX 055-254-3165</li> </ul>		
	担当者不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	早川 武	電話番号	055-251-1879
		役職・肩書き等	元民生児童委員
	飯島 修	電話番号	055-252-6758
		役職・肩書き等	法人監事・山梨県議会議員

※ 当園では、上記の他園内に要望・苦情等に係るご意見箱を設置しています。

### 14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書・防犯・地震・風水害規定により対応致します。
防火・防犯設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機</li> <li>・ガス漏れ報知機</li> <li>・非常用電源</li> <li>・カーテン・絨毯・建具等の防災処理</li> <li>・警察に直接つながる非常通報装置設置</li> <li>・園舎の警備 総合警備保障ALSOK</li> <li>・防犯カメラ2ヶ所設置(玄関・園庭)</li> <li>・誘導灯</li> <li>・非常警報装置</li> <li>・非常用階段・滑り台</li> </ul>
避難・消火・防犯訓練	避難訓練及び消火・防犯訓練は、毎月1回以上実施します。

### 15 利用者に対しての保険の種類・保険内容・保険金額

保険の種類	園児賠償保険 (東京海上日動・スポーツ振興センター)
保険の内容	死亡・怪我・生産物
保険金額	死亡・怪我(最高2億円) 生産物(最高2億円)

### 16 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙となります
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動・政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。



別表

1 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担(1.2号認定)

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額(月額)
情報 操 教 育	体操 3.4.5.歳児 部外講師謝礼	500円
	英語 4.5歳児 部外講師謝礼	600円
	書道 5歳児 部外講師謝礼	1,000円

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額(月額)
給食費 3.4.5歳児  副食費の免除対象者 ※年収360万円未満相当の世帯の子ども ※全所得階層の第3子以降の子ども	1号認定・2号認定にかかわる 主食費・副食費	月額 5,350円 (副食費 4,500円 + 主食費 850円)
園バス	園バスでの送迎希望者	1,500円
保護者会費	0歳児から5歳児	400円

※スイミングについては、スイミングスクールと直接契約のもと、希望者実費

2 延長保育に係る利用者負担

延長保育事業、預かり保育に係る利用者負担については、無料

3 子育て支援センターについて

初回(体験)無料・1回目～5回目まで各200円・6回目より無料(1ヶ月利用1,000円)

4 児童クラブについて

園におやつ代として月額2,500円、甲府市に利用料として月額5,000円

※園は、上記費用の支払いを受けた場合、領収書希望者には領収書を発行する。

この重要事項説明書は、平成27年 4月 1日から施行する。

平成28年 4月 1日改正

平成29年 4月 1日改正

平成30年 4月 1日改正

令和元年10月 1日改正

令和 2年 4月 1日改正

令和 2年 6月 1日改正

令和 3年 4月 1日改正

令和 3年 8月 1日改正

園における幼児教育・保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

園名 : 幼保連携型認定こども園 相川保育園  
説明者 : 園長 山本 宏

私は、本書面に基づいて認定こども園 相川保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所 :

児童氏名 :

保護者氏名 : ⑩

児童から見た続柄 :